

# 農家負担金軽減支援対策事業のご案内

～土地改良事業の受益者負担金の利子負担を軽減！～

## 1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業【無利子貸付】

土地改良法に基づく土地改良事業等の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、経営所得安定対策等支援計画に従って、受益者負担金の5/6に相当する額を限度に無利子貸付

### 対象となる事業

土地改良法に基づく事業であって、①②のいずれにも該当しない事業

- ①担い手育成農地集積事業（公庫の無利子貸付）の対象事業
- ②水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づく水利施設整備事業のうち農地集積促進型

### 採択要件（1～3のいずれかに該当）

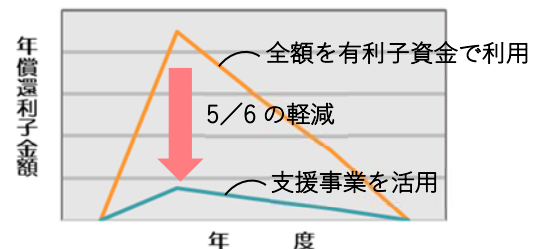
1. 支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること。

採 択 時	目 標
80%未満	10ポイント以上増加*
80～90%未満	5ポイント増加
90～95%未満	95%以上
95～100%未満	シェア増加
100%	維持

※目標集積率60%未満は採択しない。

2. 支援計画で定める目標年度までに、高収益作物\*の生産額がおおむね20%以上増加すること。  
※ 高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物（野菜、花き・花木、果樹など）をいう。
3. 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。

### 支払利子の比較（イメージ）



借入額が多ければ利子が大幅に軽減！

例えば、54百万円を6年間（合計3億24百万円）1.25%で借りた場合、約35百万円の利子が軽減される。

### 償還期限・償還方法

- ・25年以内（据置期間10年以内を含む）
- ・均等年賦償還

## 2. 農地有効利用推進支援事業【利子助成】

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積がおおむね8割以上となる地区に対して

- (1) 受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成〔事業費助成型〕
- (2) 農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成〔一括前払助成型〕

※ 農地利用集積が既に8割を超えている地区は対象としない。

なお、災害時に利用できる災害被災地域土地改良負担金償還助成事業もあります。

お問い合わせは、群馬県土地改良事業団体連合会 総務部総務課（TEL027-251-4105）まで。